

設備女子会会則

2013年（平成25年）2月19日 制定

団体名

設備女子会（略称：設女会）

会の生い立ち

平成24年11月18日の「建築設備士の日」に発足しました。

一般社団法人建築設備技術者協会（以下「当協会」）の広報委員会では、建築設備技術者の地位向上、当協会の会員増強のために、広報活動を行っています。こうした中で、益々増えてくる女性設備技術者の情報交換・情報発信の場を設けることによって、より一層活躍の場を広げ社会に貢献していただきたいという願いをもって、広報委員会の下に設備女子会（以下「当会」）を立ち上げることとしました。

設備女子会は、当会の目的と協会倫理綱領に賛同していただければどなたでも入会できます。当協会の非会員であっても、将来、建築設備士取得を目指す方々への啓発ならびに社会的認知度向上に必要と考え、広く門戸を開き活動を支援していくことになりました。

会の目的

建築設備業界で働く女性技術者同士の親睦をはかります。女性にとって魅力ある働きやすい業界の環境作りや社会的評価の向上をめざします。また、女性技術者の生の姿を伝えることで建築設備技術者をめざす女性へのアドバイスや悩める技術者相互の励まし合いを行っていきます。業界全体を活性化するよう、男女の区別なくあらゆる立場で認め合い、助け合い、新しい試みに努力する前向きなネットワークを作ります。

会の活動

1. 勉強会や交流会の開催（勉強会・交流会は、特別な場合を除き、会員以外も参加可）
2. 広報活動（協会誌において日々の生活や業務活動の紹介、協会ホームページコーナー運営など）

会の運営

1. 当会に、運営を統括する幹事会を置きます。
2. 幹事会は、4名以内の広報委員をもって構成し、会長を1名置きます。

3. 幹事会の下に運営委員会を置きます。
4. 運営委員会は、幹事会および当協会の正会員をもって構成します。
5. 当会は、幹事会と運営委員会が主体となって各種活動を行います。
6. 事務局は当協会事務局内に置きます。

入会

1. 当協会の正会員で当会に入会を希望する者は、入会申込書により申込みをすることで入会できます
2. 建築設備に興味があり、当会の目的と協会倫理綱領に賛同し、入会を希望する者は、入会申込書により申込みをし、当会幹事会の承認を経て入会できます。

退会

1. 当会を退会しようとする者は、退会届を幹事会に提出することで任意に退会することができます。
2. 当協会の活動に著しく不都合な行為があった場合は、退会していただきます。

守秘義務

会員は、会員名簿をはじめとする本会活動を通じて知り得た情報を、幹事会の了解なしに第三者に開示または漏洩することを禁じます。

会費

入会費、年会費は無料としますが、交流会等で費用がかかる場合のみ、参加者から実費を徴収します。

附則

運用の詳細に関しては内規によります。

建築設備技術者協会倫理綱領

制定 平成 13 年 5 月 28 日

施行 平成 13 年 5 月 29 日

前文

私たち建築設備技術者協会の会員は、人間の健康と安全そして自然環境の保全を担う技術者として、その使命と職責を自覚し、品位の向上と技術の研鑽に努め、誠意をもって職務を遂行することを宣言する。

併せて建築設備に係わる全ての技術者と社会の信頼を得るため、本綱領を定める。

[第 1 章] 社会への貢献

会員は、創造性、安全性および機能性に優れた技術をもって社会の発展と公共の福祉に貢献する。

[第 2 章] 環境の保護

会員は、生態系の構成を理解し、地球的視野をもって環境の保護と汚染の防止に努め、天然資源の有効利用と消費抑制を推進する。

[第 3 章] 技術の探求

会員は、高度な技術と知識を探求し、自己研鑽に努め、また豊かな人間性ある経験を通じて、有効で価値ある技術の開発、活用および継承に努める。

[第 4 章] 情報の開示

会員は、技術の進歩と効果的活用を図るため、相互の交流と民主的で開かれた協会の運営により、専門的技術情報の開示を進める。

[第 5 章] 法の遵守

会員は、社会秩序維持のため、法を遵守し、誠意をもって業務を遂行する。

[第 6 章] 責任の遂行と守秘

会員は、関係する全ての専門家との業務分担と責任範囲を明確にし、発注者の同意を得た上、相互信頼にたって業務を遂行する。

併せて業務遂行に伴って知り得た機密事項は、これを守秘する。

[第 7 章] 適正な報酬

会員は、業務内容の質と量に相応した適正な報酬を提示し、発注者の同意を得るものとする。

[第 8 章] 国際交流

会員は、各国の資格制度を理解の上、平等互惠の原則により、国際社会において専門家との交流に努める。